東京都

令和８年度　家庭における蓄電池導入促進事業

助成金申請の手引き

2026/05/29　ver.1.0

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0817

東京都新宿区西新宿 2-4-1　新宿ＮＳビル 17 階

電話：03-6633-3824　　（蓄電池担当）

（受付時間）　月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00（12：00～13：00 を除く）

ホームページ：https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_tikudenchi/r8

当手引きは助成金申請に当たり、助成金交付の対象や手続き上の主な注意点を具体的に説明するものです。

本手引きに記載がない事項については、実施要綱及び交付要綱並びに公社の定めるところにより運用されます。

目　次

助成金を申請される皆様へ..... 1

【　申請手続きの流れ　】..... 2

1.　事業概要..... 4

2.　助成対象者..... 5

3.　本事業の実施期間..... 6

4.　助成対象事業（ＤＲ実証）..... 7

5.　助成対象　..... 9

6.　助成対象経費..... 14

7.　助成金の交付額..... 16

8.　本助成金の事前申込..... 18

9.　本助成金の交付申請兼実績報告..... 18

10.　手続代行者..... 19

11.　助成金の交付決定及び交付額の確定..... 20

12.　助成金交付の条件..... 20

13.　管理、譲渡等の報告等..... 22

14.　処分の制限..... 24

15.　交付決定の取消し..... 24

16.　助成金の返還..... 25

17.　違約加算金及び延滞金..... 25

18.　他の助成金等の一時停止等..... 25

19.　個人情報の取り扱い..... 26

20.　助成事業の経理について..... 27

21.　申請書類を作成いただく前に（留意事項：必ずお読みください。）..... 27

【更新履歴】

日付	ver.	該当箇所	詳細
2026.5.29	ver.1.0	-	-
		-	

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という）が実施する「家庭における蓄電池導入促進事業」につきましては、東京都の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められております。公社としましても、不正受給などの助成金に係わる不正行為に対しては厳正に対処いたします。

「家庭における蓄電池導入促進事業」に係る助成金を申請される方、申請後、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請及び受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

2. 助成対象等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいい、被交付者（交付決定通知書による交付決定をした交付申請者のことを言います。以下同じです。）の地位を移転しないものをいいます）しようとするときは、事前に処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。また、相続、法人の合併又は分割、売買、交換、贈与（夫婦間や親子間の死亡を伴わない相続及び贈与を含む）、事業譲渡、契約等により助成金の申請者の地位の承継があった場合には公社に申請をしなければなりません。なお、公社は、必要に応じて助成対象機器の管理状況等について調査することがあります。

3. 公社は、申請者及び手続代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。

4. 前記の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

公益財団法人　東京都環境公社

申請される方は、

本ページ及び**別紙の添付書類の手引き**をご確認ください。

【　申請手続きの流れ　】

【助成金交付要綱第８条、第１２条】

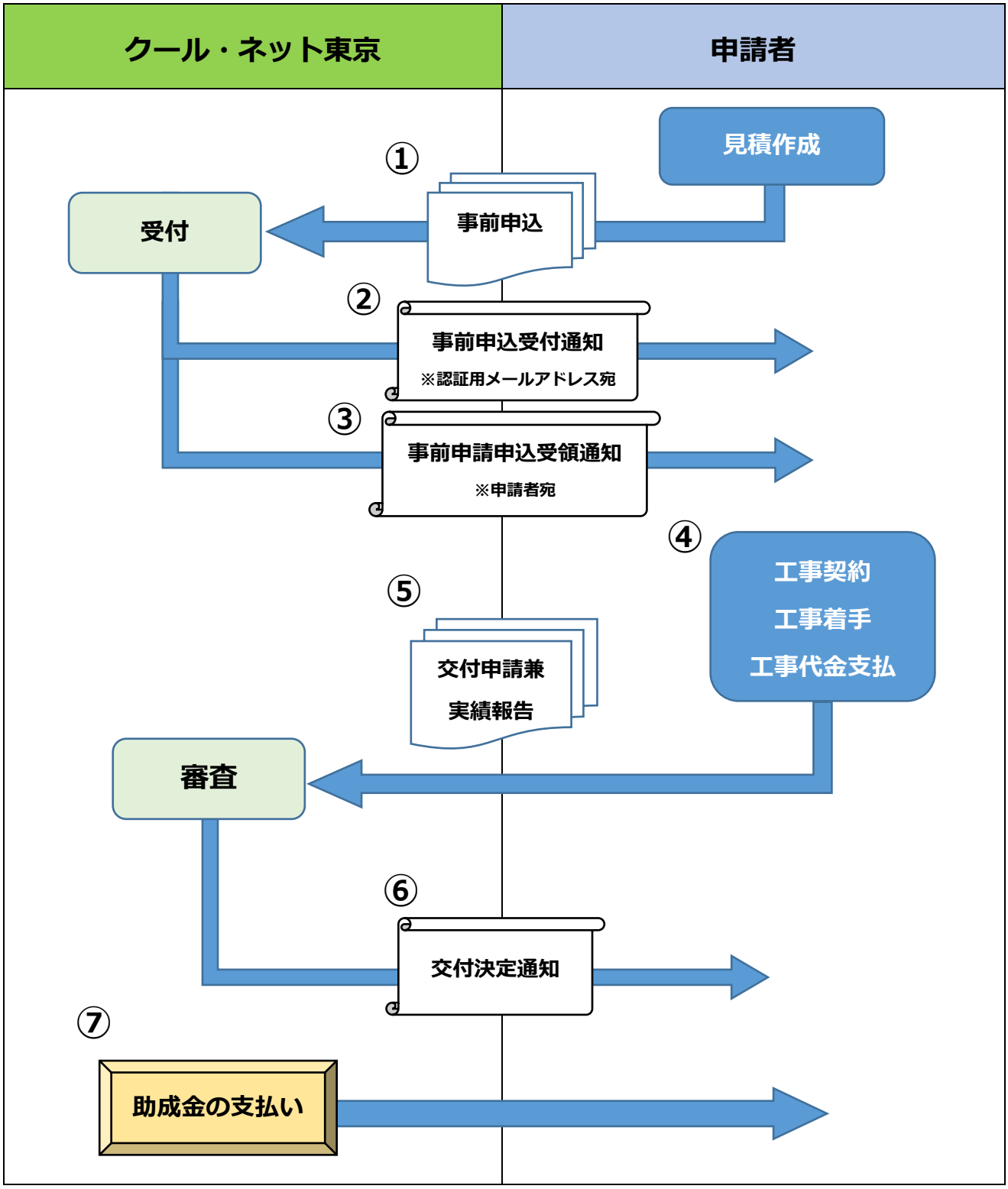

①申請者は助成対象の契約締結（購入、設置、保険加入）を行う前に**事前申込**を行ってください。

※ただし、令和８年４月１日から令和８年６月 30 日までに契約締結又は契約締結及び工事を行った場合は事前申込前でも助成対象になります。

※令和８年３月３１日までに契約締結（購入、設置、保険加入）を行った場合は助成対象外です。

②公社は事前申込受付通知(メール)をお送りします。

※受付通知日以降から工事契約が可能となります。

③公社より申請者宛に「事前申請申込受領通知」を郵送にて送付いたします。

（工事契約は、事前申請申込受領通知を受け取った日以降でなくても可能です。

②の事前申込受付通知日以降から可能です。）

④契約締結、工事着手、工事代金支払を行ってください。

⑤交付申請兼実績報告を行ってください。

※下記のいずれか早い日付までに申請をしてください。

・事前申込が受理された日から１年以内

（事前申込から１年以内に申請ができない場合は、事前申込が廃止となります。）

・令和１１年３月３０日

（蓄電池パッケージ、蓄電池ユニット、エネルギーマネジメント機器及びＩｏＴ関連機器、リフォーム瑕疵保険等の申請）

⑥公社で交付申請兼実績報告書を審査し、交付決定通知書を送付します。

⑦交付決定通知書の送付から 1～２か月程度で、公社より助成金を振込みます。支払い日の連絡はしませんので、予めご了承ください。

1．事業概要

1.1　《家庭における蓄電池導入促進事業について》

家庭における蓄電池導入促進事業（以下「本事業」という。）とは、蓄電池システム又はエネルギーマネジメント機器及びＩｏＴ関連機器を都内の住宅に設置する方に対して、その経費の一部を助成することにより、太陽光発電による電気の自家消費の増大、家庭における非常時のエネルギー自立性の向上を目的とするものです。

この事業の実施については、「家庭における蓄電池導入促進事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）及び「家庭における蓄電池導入促進事業助成金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われますので、本事業に申請される方は、これらについても必ずご一読いただき、その内容を十分理解した上で、手続きを行ってください。

1.2　《事業スキーム》

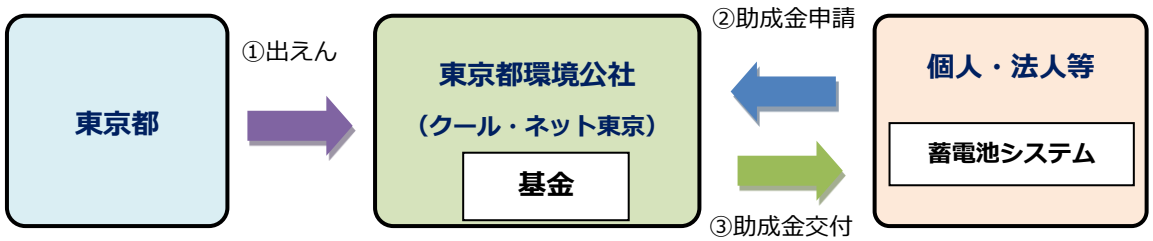

○都の出えん金による基金造成

都は、本事業の原資を公益財団法人東京都環境公社に出えんし、公社は、この出えん金により基金を造成します。

○基金を活用した助成事業

公社は、基金を原資として、都内に助成対象となる蓄電池システムを設置された方に対して、その経費の一部を助成します。

2. 助成対象者（交付要綱第３条参照）

本助成金の交付対象となる方（以下「助成対象者」という。）は、公社が定める要件を満たす助成金の交付対象となる機器（以下「助成対象機器」という。）を所有する、次の方になります。

■所有する助成対象機器を都内の住宅に設置する個人又は法人。
■所有する助成対象機器を東京都内の他者の住宅に設置するため当該住宅の所有者等に貸与して使用させる個人又は法人。
■その他マンション管理組合の管理者および管理組合法人並びに住宅供給事業者。
■交付申請時に、都及び公社が本事業における今後の施策検討に活用するために求める助成対象機器設置住宅及び世帯に関する情報を提供することが可能であり、当該情報提供結果の統計について都又は公社が公表することに同意すること。
なお、国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

＊ 東京都以外にお住まいの方であっても、都内に助成対象機器を設置する場合は、申請可能です。

＊ 助成対象機器から供給される電力等を使用する住宅において、当該助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に助成対象機器を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている必要があります。

＊ 助成対象機器について、当該機器により供給された電力等が使用される住宅（以下「助成対象住宅」という。）の区分所有者全員の共有に属する場合には、当該建物における、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 25 条第 1 項の管理者又は同法第 47 条第 2 項の管理組合法人が助成対象者となります。

＊ 賃貸住宅のオーナーが助成対象機器を設置し、入居者が電力需給契約を締結している場合など、助成対象者と電力需給契約者は異なっていてもかまいません。ただし、この場合は、助成対象機器を所有している賃貸オーナーが、申請してください。

＊ リース等により助成対象機器を設置した場合は、当該機器の所有権を有するリース等の事業者を助成対象者とします。

＊ 実施要綱で記載されている「リース等」の契約及び交付要綱に記載されている機器の貸与という表現については、契約の名称または契約当事者の呼称にかかわらず、貸主等（リース契約の貸手、または利用者との利用契約に基づき蓄電池を使用させる事業者）が機器を代わりに購入して借主等（リース契約の借手、または事業者との利用契約に基づく蓄電池の利用者）に使用させ、借主等は、当事者間で合意した当該機器の使用料を貸主等に支払うものとします。

＊ 税金の滞納がない者、暴力団員等でないこと、その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者である必要があります。

＊ 助成対象機器を設置する方は、新耐震基準等による建物の強度や設置場所、メンテナンスの時期等について、設置業者から十分な説明を受けてください。

3. 本事業の実施期間（交付要綱第 5 条、第 8 条、第 12 条参照）

●蓄電池パッケージ
●蓄電池ユニット増設
●リフォーム瑕疵保険等

✓ **交付申請兼実績報告の申請は事前申込から１年以内に行ってください。**

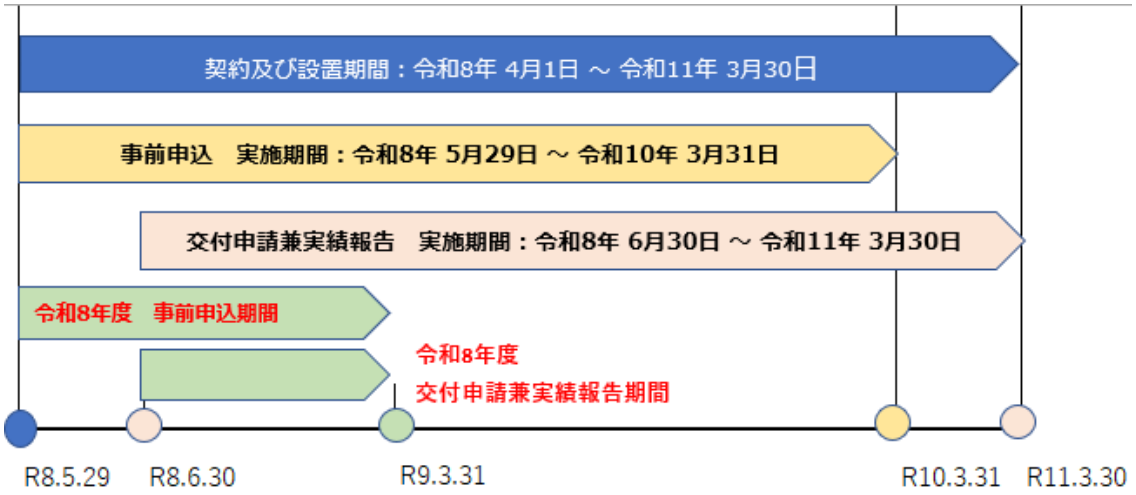

4. 助成対象事業（ＤＲ実証）（交付要綱第５条第２項参照）

助成金交付額の加算等の対象となる「デマンドレスポンス実証（ＤＲ実証）に参加する場合」の助成対象機器、ＤＲ実証の要件、注意事項は以下のとおりです。

（１） ＤＲ実証に参加する場合の助成対象機器

ア 助成対象機器は「東京都家庭用アグリゲーター登録要綱（令和６年４月 25 日付６都環公地温第 634 号）」において登録及び公表されている都登録家庭用アグリゲーター（以下「都登録ＡＧ（家庭）」という。）のＤＲ対象機器（ＤＲ実証を行うことができる蓄電池システム）、エネルギーマネジメント機器及びＩｏＴ関連機器であること。

※都登録ＡＧ（家庭）やＤＲ実証の蓄電システム等は公社ホームページに掲載されております。

ＵＲＬ：https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggre_home/drdemonstration

イ 対象機器を購入した際の「金融機関発行の証明書等」の日付が、令和８（2026）年４月１日から令和 11（2029）年３月 30 日までのものであること。

ウ エネルギーマネジメント機器及びＩｏＴ関連機器は、都内の住宅に設置された蓄電池システムに併設された機器であり、都登録ＡＧ（家庭）がＤＲ実証をするために必要な機器であること。

（２） ＤＲ実証の要件

ア 都登録ＡＧ（家庭）と、助成金の交付決定を受けた年度から起算して２か年度の間、都登録ＡＧ（家庭）が助成対象機器の遠隔監視を行い、遠隔制御（または自動制御）により、原則として需給ひっ迫警報及び注意報時のＤＲ及び年間 10 日以上のＤＲを行う旨の契約を締結すること。

イ アで締結したＤＲ実証契約に基づき行うＤＲ実証に協力すること。また、ＤＲ実証の実施後に当該都登録ＡＧ（家庭）が実施するアンケートに協力すること。なお、アンケートは助成対象機器の使用者が回答すること。

ウ 助成対象機器の稼働状況データ等を都登録ＡＧ（家庭）に提供し、都登録ＡＧ（家庭）が当該データ及びアンケート結果（個人情報及び個人が特定できる可能性がある情報を除く。）を都及び公社に報告することに同意すること。また報告された分析結果を都が公表することに同意すること。

エ 都登録ＡＧ（家庭）が代行で申請手続きを行うことに同意し、「デマンドレスポンス実証に参加する場合の交付申請等委任状について」（以下「委任状」という。）を公社に提出すること。ただし、公社が認める場合はこの限りではない。

※公社が認める場合とは…申請者種別がリースで申請者＝都登録 AG（家庭）の場合など

（３） 注意事項

ア　ＤＲ実証内容の確認

必ず、都登録ＡＧ(家庭)又は販売店等からＤＲの意義、本事業の内容、ＤＲ実証の内容と注意事項（制御による電気代への影響の可能性等を含む）の説明を受けたうえで決定してください。

イ　アグリゲーターの確認

都登録 AG（家庭）の登録は、都や公社が優良な事業者として認定するものではありません。また、都登録ＡＧ（家庭）は、優良な事業者として誤認の可能性がある営業活動等を行うことはできません。

必ず、事業者についての説明を受けたうえで決定してください。

ウ　DR 実証要件に非該当の場合の助成金返還

実証期間中に、正当な理由なくＤＲ実証契約の解約（2 か年度以内の解約を含む）、ＤＲ実証、アンケート、電力データや稼働データの収集に協力しない場合は、ＤＲ実証参加により増額等された分（助成金額の上限設定の解除を含む）の**助成金の返還を求める場合があります。**

なお、交付申請兼実績報告の申請受付後、DR 実証について〈参加しない〉から〈参加する〉への変更はできません。申請時はご注意ください。

5. 助成対象 （交付要綱第４条、第５条参照）

助成対象は、以下の要件を満たすものとします。

なお、助成金の交付決定に当たっては「11. 助成金交付の条件」に定める事項を満たすこととします。（助成対象について東京都出資の他の補助金・助成金を受けている場合は併給できませんのでご確認ください。）

●蓄電池パッケージ（蓄電池システム）

ア　次に掲げる国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（ＳＩＩ）が登録している機器（以下これらを「ＳＩＩ登録機器」という。）であること。

（ア）令和４年度及び令和５年度における二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）

（イ）令和６年度及び令和７年度における二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）化等支援事業及び集合住宅の省ＣＯ２化促進事業）

（ウ）令和８年度における二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅の ZEH 化・省 CO2 化促進事業）

ただし、令和８年 10 月１日以降に事前申込をする場合においては、（ウ）の令和８年度における二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅の ZEH 化・省 CO2 化促進事業）における補助対象機器としてＳＩＩが登録している機器に限ります。

（ただし、令和８年４月１日から同年６月 30 日までに契約締結又は契約・工事完了された事業については、（ア）～（ウ）のいずれの登録機器も対象となります。）

※構成機器の一部を追加設置する場合は、助成対象となりません。

※ご申請前に【登録済パッケージ型番】およびメーカーのＨＰをご確認ください。

SII ホームページ　https://zehweb.jp/registration/battery/

助成対象機器のイメージ

①蓄電池システムの構成機器一式を新規設置

構成機器一式を設置

パッケージ型番　●▲12345

A）蓄電池ユニット

B）パワーコンディショナや
コンバータ等の電力変換装置
（ハイブリッド／蓄電池専用）

C）上記以外の構成機器
（リモコンやゲートウェイ等、
制御・計測・表示装置）

助成対象外機器のイメージ

②パワコンやコンバーター、蓄電池ユニット等、構成機器の一部を設置

パワコンや構成機器の一部追加

パッケージ型番　**なし**

D）パワーコンディショナや
コンバータ等の電力変換装
置、その他の構成機器

※蓄電池ユニット単体を追加設置した場合は、
次ページ（１１Ｐ）
●蓄電池ユニットの項目をご確認ください。

イ　対象機器を購入した際の「金融機関発行の証明書等」の日付が、令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 11（2029）年 3 月 30 日までのものであること。

ウ　都内の住宅に新規に設置された機器であること。

エ　未使用品であること。

オ　対象機器から供給される電力が、住宅の住居の用に供する部分（当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。）で使用されていること。

＊　法人が所有、管理する住宅（賃貸住宅、社宅等）の住居の用に供する部分に対象機器から供給される電力を使用する場合も対象となります。

＊　蓄電池システムを電力の使用場所ではない住宅又は事業用建物等に設置し、電力を住宅の住居の用に供する部分へ引き込む場合も、助成対象となります。

＊　店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象機器を設置し、店舗又は診療所等のみで対象機器から供給される電力を使用する場合は、住宅の住居の用に供する部分で電力が使用されていないため、助成対象となりません。

＊　対象機器を共有名義の住宅等に設置した場合は、全ての共有者が対象機器の設置について承諾していることを確認してください。助成金を申請する方は、これら全ての共有者の方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請兼実績報告を行うものとします。（助成金事前申込フォームの＜誓約事項＞を必ず確認してください。）

カ　太陽光システムが既設または蓄電池と同時に設置の場合、あるいは再生可能エネルギー電力メニュー契約済みであること

＊　再生可能エネルギー電力メニューの場合は、次の契約していること。

1．東京都「エネルギー環境計画書制度」で公表する電力メニュー

R7 年度「計画値」の「再エネ利用率」欄が 100.00%であるもののみ対象

●計画書・報告書の公表（東京都）

↓詳細はこちらをクリックしてください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/supplier/publications/

（2025年度の「・⇒電力メニュー別の実績値一覧表(令和〇年〇月〇日現在)」をクリックし、確認してください。）

キ　設置後も、メーカーによる保証が適応される状態であること。

●蓄電池ユニット

ア　既に設置されている蓄電池システムに増設するものであること。

イ　増設後の機器構成が、国が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）における補助対象機器

として一般社団法人環境共創イニシアチブ（ＳＩＩ）により【パッケージ型番】として登録されている蓄電池システム（増設した蓄電池ユニットを含む構成機器一式）であること。※ご申請前に【登録済パッケージ型番】およびメーカーのＨＰをご確認ください。

↓詳細はこちらをクリックしてください。

SII ホームページ　https://zehweb.jp/registration/battery/

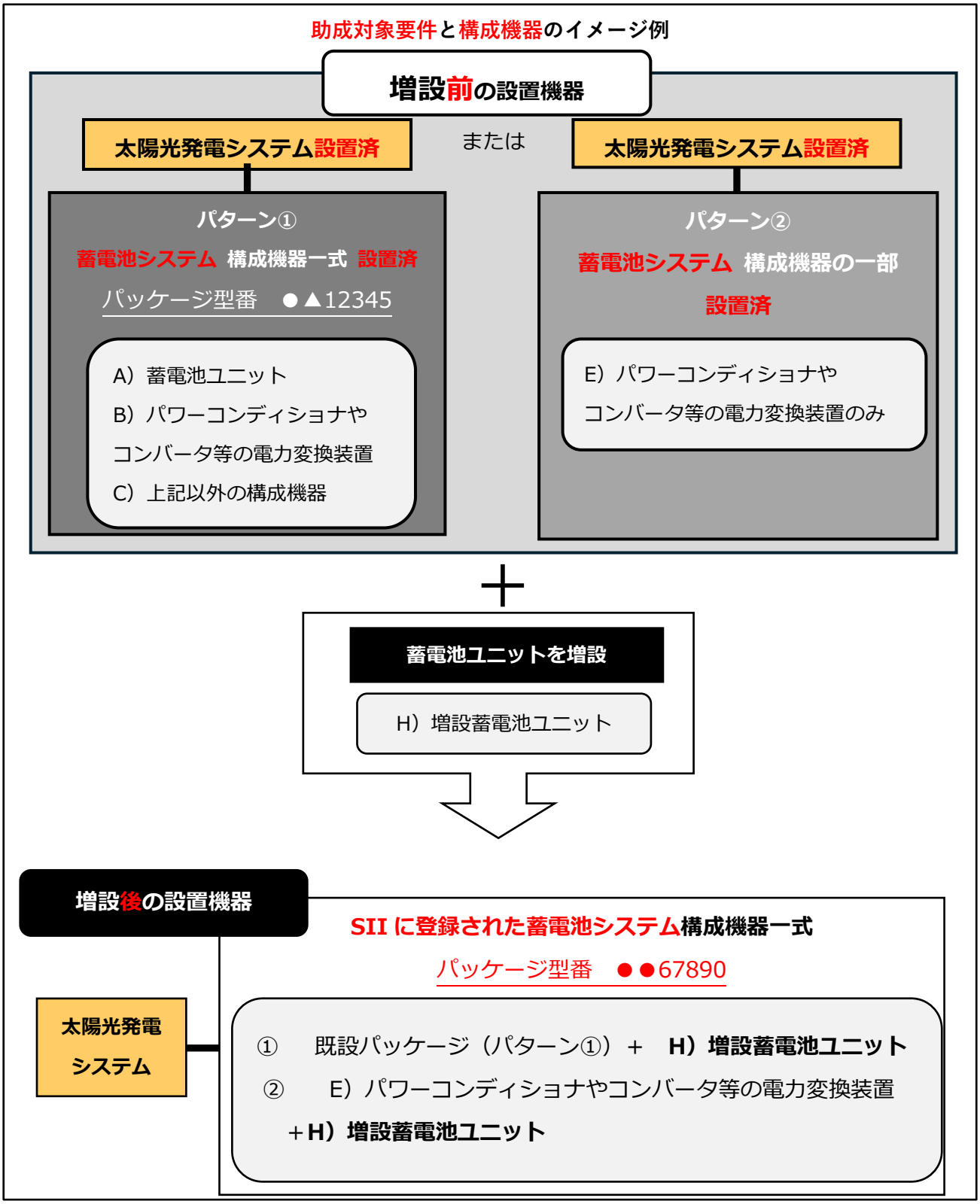

※蓄電池ユニットの追加設置と同時に、パワコンやコンバータを設置した場合、蓄電池ユニットの機器費と工事費のみが助成対象経費となります。ただし、パワコンやコンバータを設置しないと蓄電池が稼働しない場合は工事費に含めてください。

キ　増設後の蓄電池システムの安全性に問題がないことが確認できること。

ク　増設後も、メーカーによる保証が適用される状態であること。

●エネルギーマネジメント機器及び IoT 関連機器

ア　ＤＲ実証に参加すること。

イ　助成対象住宅に新規に設置された蓄電池システム又は既に設置されており、かつ、蓄電池ユニットを増設する蓄電池システムに対して新規で併設するものであり、都登録ＡＧ（家庭）がＤＲ実証をするために必要な有形機器であること。

※都登録ＡＧ（家庭）が令和６年度～令和８年度に対象機器リストに登録したエネルギーマネジメント機器及びＩｏＴ機器であることが条件となります。

ただし、令和８年 10 月１日以降に事前申込をする場合においては、都登録ＡＧ（家庭）が令和８年度に対象機器リストに登録したエネルギーマネジメント機器及びＩｏＴ機器であることが条件になります。

（ただし、令和８年４月１日から同年６月 30 日までに契約締結又は契約・工事完了された事業については、以前の登録機器も対象となります。）

ＤＲ実証ポータルサイト　　↓詳細はこちらをクリックしてください。
https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggre_home/drdemonstration/

●リフォーム瑕疵保険等

ア　助成対象機器を設置する際に、新規で加入していること。

イ　対象機器を購入した際の「金融機関発行の証明書等」の日付が、令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 11（2029）年 3 月 30 日までのものであること。

ウ　保険加入者は助成対象者と工事請負契約を締結している事業者であること。

＊　他事業と重複しての申請はできません。（契約（証券番号）が異なる場合は可。）
1契約の中に対象機器や対象機器が複数ある場合は、下記のいずれか1つの該当事業で申請してください。
・既存住宅における省エネ改修促進事業
・家庭における蓄電池導入促進事業
・家庭における太陽光発電導入促進事業
・熱と電気の有効利用促進事業
・戸建住宅におけるV2H普及促進事業

※住宅瑕疵保険は助成対象外です。
リフォームや大規模修繕の瑕疵保険のみ対象ですので、ご注意ください。

6. 助成対象経費 （交付要綱第 6 条参照）

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の経費です。（ただし、諸経費は含まない）

●蓄電池パッケージ（蓄電池システム）

機器費（機器の購入等に要する費用）及び工事費（設置工事にかかる費用）

※計算の際には税抜金額で計算してください

＊ 蓄電池システムの助成対象経費

① 蓄電池システムの機器費（機器の購入等に要する費用）

蓄電池部（リチウムイオン蓄電池）と電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の助成対象機器に付随するものに限ること。）の両方を備えたもの。

② 蓄電池システムの工事費（設置工事にかかる費用）

＊付帯設備（キュービクル、蓄電池以外の機器に付随する計測・表示装置等）は除きます。

※蓄電池の稼働に必須であるパッケージ外の部材費は工事費に含めてください。
なお、蓄電池稼働に必要最低限の部材かどうかは、助成金審査の中で確認します。
必要に応じてメーカー等へ確認し、疑義がある場合は訂正を求めることがあります。

ハイブリッドパワーコンディショナ、トライブリッドパワーコンディショナ等の太陽光発電システム及び V2H との連携が可能な機器につきましては、同時に、家庭における太陽光発電導入促進事業、戸建住宅における V2H 普及促進事業を申請した場合、前述 2 事業では助成対象外となります。

トライブリッド・ハイブリッド等、同一のパワーコンディショナが含まれる複数機器を複数事業に申請する場合、どれか一つの事業にパワーコンディショナの費用を寄せて申請を行ってください。

その際、事業の優先度は、**「蓄電池＞V2H＞太陽光」**としてください。

蓄電池のパッケージ構成に含まれないパワーコンディショナを交換される場合につきましては、家庭における太陽光発電導入促進事業(太陽光発電システムに係るパワーコンディショナ更新費用助成事業)で対象となる可能性もございますので、窓口にお問い合わせください。

●蓄電池ユニット

機器費（機器の購入等に要する費用）及び工事費（設置工事にかかる費用）

※計算の際には税抜金額で計算してください

＊ 蓄電池ユニットの助成対象経費

① 蓄電池ユニットの機器費（機器の購入等に要する費用）

蓄電池部（リチウムイオン蓄電池）のみ。

② 蓄電池ユニットの工事費（設置工事にかかる費用）

●エネルギーマネジメント機器及び IoT 関連機器

機器費（機器の購入等に要する費用）及び工事費（設置工事にかかる費用）

※計算の際には税抜金額で計算してください

●リフォーム瑕疵保険等

リフォーム瑕疵保険等の加入に係る保険料及び検査料

＊ キャッシュバックについて

本申請について、助成額をキャッシュバック等（注）に利用しないでください。契約を締結するにあたり、キャッシュバックの利用を予定されている場合は、その額は助成対象経費から除き、契約書の内訳等にキャッシュバック予定額を記載して提出してください。

なお、商品券、ポイント等の現金同等物での還元も同様とします。

（注）「キャッシュバック等」とは、キャッシュバックや協賛金（工事実績のＨＰ掲載に対する謝礼等）等の名目で、機器等の購入者や工事の発注者に対して購入額の一部又は全額に相当する金額を払い戻すものであり、購入額を実質的に減額又は無償とするものです。

7. 助成金の交付額（交付要綱第 7 条参照）

本助成金の交付額は、次に定める金額（千円未満切り捨て）とします。

ただし、助成対象機器の設置に係る機器費及び工事費について国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合は、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付します。

●蓄電池パッケージ（蓄電池システム）

・蓄電容量：10 万円/kWh（助成対象経費（税抜）が上限）
（DR 実証に参加しない場合は、上限 120 万円／戸）

※太陽光システムが既設または蓄電池と同時に設置の場合、
あるいは再生可能エネルギー電力メニュー契約済みであることが条件

※実施要綱別表の方法により再生可能エネルギーを導入する場合は、交付要綱別表 3 で定める処分制限期間が経過するまで、継続して再生可能エネルギー電力を導入すること。

＊ デマンドレスポンス実証に参加する場合

・デマンドレスポンス実証（ＤＲ実証）に参加する：１０万円の加算
・ＤＲ実証の参加に必要なエネルギーマネジメント機器及び IoT 関連機器を設置する：1 台当たり 5 万円の加算

※端末レス DR サービスを使用して DR 実証に参加する場合や、蓄電池パッケージに含まれるエネルギーマネジメント機器及び IoT 関連機器を使用して DR 実証に参加する場合は、ＤＲ実証参加に必要な機器設置に伴う 5 万円の加算の対象にはなりません。

※ＤＲ実証への参加に、エネルギーマネジメント機器及び IoT 関連機器の設置が複数台必要な場合は、台数× 5 万円となります。

1.対象経費＝（蓄電池システム機器費＋蓄電池システム工事費＋IoT 機器費＋IoT 工事費）－国および他の地方公共団体からの補助金

2.助成額＝蓄電容量×10 万円＋ＤＲ実証参加 10 万円の加算＋（ＤＲ実証の参加に必要なエネルギーマネジメント機器及び IoT 関連機器の設置台数× 5 万円）

※計算の際は税抜金額を使用してください。
※1 と 2 を比較し、どちらか小さい方を助成金額とします。
※端末レス DR サービスを使用して DR 実証に参加する場合や、新設する IoT 関連機器が蓄電池パッケージに含まれる場合は、10 万円の加算のみです。
※いずれも助成対象経費を超えない範囲において交付します。

●蓄電池ユニットの増設

・蓄電容量：6 万円/kWh（助成対象経費（税抜）が上限）
（DR 実証に参加しない場合は、上限 72 万円／戸）

※太陽光システムが既設であることが条件

＊ **デマンドレスポンス実証に参加する場合**

・デマンドレスポンス実証（ＤＲ実証）に参加する：１０万円の加算
・ＤＲ実証の参加に必要なエネルギーマネジメント機器及び IoT 関連機器を設置する：1 台当たり 5 万円の加算

※端末レス DR サービスを使用して DR 実証に参加する場合や、蓄電池ユニットに内蔵されたエネルギーマネジメント機器及び IoT 関連機器を使用して DR 実証に参加する場合は、ＤＲ実証参加に必要な機器設置に伴う 5 万円の加算の対象にはなりません。
※ＤＲ実証への参加に、エネルギーマネジメント機器及び IoT 関連機器の設置が複数台必要な場合は、台数× 5 万円となります。

3.対象経費＝（蓄電池ユニット機器費＋蓄電池ユニット工事費＋IoT 機器費＋IoT 工事費）－国および他の地方公共団体からの補助金

4.助成額＝蓄電容量×6 万円＋ＤＲ実証参加 10 万円の加算＋（ＤＲ実証の参加に必要なエネルギーマネジメント機器及び IoT 関連機器の設置台数× 5 万円）

※計算の際は税抜金額を使用してください。
※3 と 4 を比較し、どちらか小さい方を助成金額とします。
※端末レス DR サービスを使用して DR 実証に参加する場合や、新設する IoT 関連機器が蓄電池ユニットに内蔵の場合は、10 万円の加算のみです。
※いずれも助成対象経費を超えない範囲において交付します。

●リフォーム瑕疵保険等

・1 契約当たり 7,000 円
※災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業内で 1 申請のみ可能

8.　本助成金の事前申込（交付要綱第８条参照）

（１）助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成対象の契約締結（購入、設置、保険加入）を行う前または、リース等の契約を締結する前に事前申込書、見積書及び個人情報の取扱いに関する同意書（誓約書）の写しを電子申請にて公社に提出してください。

申請方法に注意点がございますので、必ず「事前申込手順書」をご確認ください。

（２）事前申込　受付期間

・令和８（2026）年５月 29 日から令和９（2027）年３月 31 日（当日 17:00）まで

※受付は年度ごとに設定しております。

（３）事前申込　有効期限

事前申込の有効期限は１年間です。１年以内に交付申請兼実績報告書が提出されない場合、その事前申込は廃止となります。

9.　本助成金の交付申請兼実績報告（交付要綱第 12 条参照）

（１）事前申込を行い、助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下、「交付申請者」という。）は、交付申請兼実績報告書（第５号様式）及び交付要綱別表２にかかる書類を、（３）の期限内に電子申請を利用して提出してください。

（２）交付申請兼実績報告　受付開始日

・令和８（2026）年６月 30 日

※公社における予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合には、提出された申請書の中で抽選を行います。

（３）交付申請兼実績報告　申請期限

交付申請兼実績報告は以下のいずれか早い日までに申請してください。

・事前申込有効期限（事前申込から１年間）

・令和 11 年３月 30 日

（４）交付申請兼実績報告に係る不備について、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。

また**修正を求めた日（修正を求めた日が複数存在する場合は、最初の修正を求めた日をいう。）の翌日から起算して 180 日以内に交付申請者又は手続代行者が全ての不備等を是正しない場合はその申請を撤回されたものとみなします**のでご注意ください。

（５）過去に東京都及び公社の助成金の交付を受けている蓄電池システムについて、重複して交付申請を行うことはできません。
既に、令和 7 年度に助成金を申請していて、令和 8 年度に申請しなおしたい場合は、助成対象の契約締結日が令和 8 年 4 月 1 日以降且つ令和 7 年度の申請を取り下げた場合に対象となります。
取り下げる申請件数が 10 件を超える場合、別途ご相談ください。

10.　手続代行者（交付要綱第 13 条、第 14 条参照）

（１）助成対象者は、本手引き「8.本助成金の事前申込」及び「9.本助成金の交付申請」による助成金の申請に係る手続の代行を、第三者に対して依頼することが出来ます。

（２）ＤＲ実証に参加する場合は、交付申請等の一切の手続きを都登録ＡＧ（家庭）が公社に登録する販売事業者リストにある事業者に依頼し、交付申請等委任状の提出が必要となります。

（３）助成金の申請に係る手続の代行を行う者（以下、「手続代行者」という。）は、交付要綱及びその他公社が定める申請等に係る全ての要件を理解し、交付申請者にその内容を誤りのないよう説明するとともに、当該交付申請者及び公社との連携を図ってください。

（４）本交付要綱及びその他公社が定める手続を遅滞なく行うとともに、公社からの内容確認等に対し、指定された期限までに回答して下さい。

（５）公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとします。

（６）手続代行者は、必要に応じて公社が実施する調査に協力しなければなりません。

（７）手続代行者は、従業員等（本事業に関する業務を委託する場合は当該委託事業者を含む。）に対して、本交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件について、周知徹底するとともに、指揮監督を行わなければなりません。

＊ 手続代行者に手続きを依頼した場合、申請書類等について公社から助成対象者に質問や依頼がある際には、公社は原則として、手続代行者に連絡をします。

＊ 公社は、手続代行者が助成金交付要綱や本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんのでご注意ください。

11. 助成金の交付決定及び交付額の確定（交付要綱第 15 条、第 17 条参照）

公社は、本手引き「9.本助成金の交付申請」により申請を受けた後、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、公社の予算の範囲内で、本助成金の交付額を確定します。

本助成金の交付決定後、助成対象者に対し助成金交付決定通知書を送付し、1 か月から２か月程度で助成金を支払います。

＊ 助成金の交付決定通知書は封書で助成対象者宛に郵送にて行います。

＊ 申請内容に関する審査を行った結果、助成要件を満たさない場合において、不交付の決定を行い、不交付とする場合についても、助成対象者に対し、郵送にてその結果を通知いたします。

＊ 助成対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知の受領の日の翌日から起算して 14 日以内に、申請の撤回をすることができます。（第８号様式、助成金交付要綱第 17 条参照）一度申請を撤回した対象機器については、再申請はできませんのでご了承ください。

※助成金交付決定通知書はいかなる理由に関わらず再発行はできませんので、お手元に大切に保管をお願いします。

12. 助成金交付の条件（交付要綱第 16 条参照）

助成金の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとします。

(1) 対象機器の設置

令和 11 年３月 30 日までに助成対象機器を設置してください。

(2) 安全性等の確認

助成対象機器について立地上又は構造上危険な状態にないことを確認した上で、助成金の申請を行ってください。また、公社が対象機器の設置施工状況等について、助成対象者に報告を求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出してください。

(3) 現地調査への協力

公社は、対象機器の設置状況や稼働状況について、助成金交付決定の前後において、現地調査等を行う場合があります。

(4) 助成対象機器の設置に当たっては、『太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）』に準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）」別表第十三に定める日常生活等に適用する騒音・振動の規制基準を遵守してください。

(5) 公社が求める情報の提供に関する協力

公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、指定する期日までに当該資料、情報等を提供してください。この場合において被交付者は、当該資料、情報等の提供を、手続代行者に行わせることができます。

(6) 助成対象機器の管理

交付要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、規定により交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。

(7) 補助金等の受給

助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等を受給しないこと。

(8) 法令順守

助成事業の実施に当たり、実施要綱、交付要綱、その他法令の規定を遵守してください。

(9) 成果の検証等の調査協力

被交付者は、本事業の成果を検証するために必要な情報について、都又は公社から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供してください。

(10)事業成果の活用

被交付者は、本事業の実施後、その成果を都又は公社の事業において活用することについて、都又は公社から協力の依頼があった場合には、当該協力依頼に応じてください。

(11)再生可能エネルギー電力メニュー契約について

実施要綱第４　４（１）二に定める助成額を申請する助成対象者は、交付要綱別表３で定める処分制限期間が経過するまで、継続して実施要綱別表に掲げるいずれかの再生可能エネルギー電力メニューに契約してください。

(12)エネルギー消費量削減に関する普及啓発

独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えん等の比率が50%を超える法人は、都又は公社から要請があった場合には、本事業及びその他住宅のエネルギー消費量削減に関する普及啓発について実施しなければなりません。

(13)その他

公社は規定による本助成金の交付決定に当たり、被交付者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付すことができるものとする。

13. 管理、譲渡等の報告等（交付要綱第 10 条、第 11 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条参照）

※「被交付者」とは、交付決定通知書による交付決定をした交付申請者のことを言います。

被交付者は、以下のとおり対象機器の管理を行い、(2)～(5)、(7)に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

(1) 被交付者は、対象機器について、対象機器の設置の日から、処分制限期間において善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。この場合において、被交付者は、対象機器に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければなりません。

(2) 処分制限期間内に、所有権の変更を問わない被交付者の氏名、住所等の変更が生じた場合は、速やかに被交付者は、被交付者情報の変更届出書（第９号様式）を公社に提出しなければなりません。

(3) 相続、法人の合併、分割により事前申込者の地位承継があった場合に、事前申込者としての地位を継続して保持しようとする者（以下「一般承継者(事前申込者)」という。）は、一般承継による事前申込者の地位承継届出書（第１号様式）を公社へ提出をしなければなりません。

(4) 事前申込者は、一般承継以外の売買、交換、贈与（夫婦間や親子間の死亡を伴わない相続及び贈与を含む）、事業譲渡、契約等（以下「契約等」という。）により事前申込者の地位の承継を行おうとする場合、契約等による事前申込者の地位承継承認申請書（第２号様式）を公社へ提出をしなければなりません。

(5) 処分制限期間内に、相続、法人の合併、分割により地位を継続して保持しようとする者（以下「一般承継事業者」という。）は、一般承継による被交付者の地位承継届出書（第10 号様式）を公社へ提出しなければなりません。また、地位を辞退する場合には、一般承継による被交付者の地位承継辞退申請書（第 11 号様式）を公社へ提出をしなければなりません。

(6) 本助成金が支払われる前に辞退の申請を受けた場合は助成事業を廃止し、被交付者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に承認を通知します。また、本助成金が支払われた後に辞退の申請を受けた場合は、公社は辞退者へ助成金等交付財産の財産処分承認基準に基づき、算出された額を請求します。請求を受けた辞退者は公社が定めた期日までにこれを納付しなければなりません。公社は、算出金の納付を受けて、辞退者に承認を通知します。

(7) 被交付者は、一般承継以外の売買、交換、贈与（夫婦間や親子間の死亡を伴わない相続及び贈与を含む）、事業譲渡、契約等により被交付者の地位の承継を行おうとする場合は、速やかに契約等による被交付者の地位承継承認申請書（第 12 号様式）を公社に提出しなければなりません。ただし、助成対象機器の設置日から処分制限期間後に契約等による被交付者の地位の承継を行う場合を除きます。

(8) 公社は、契約等による被交付者の地位承継承認申請書を受けたときは、地位の承継を承認する場合は、契約等による被交付者の地位承継承認通知書（第 13 号様式）により、不承認とする場合は被交付者の地位承継不承認通知書（第 14 号様式）により、申請者に通知します。

(9) 公社が契約等による被交付者の地位承継承認通知書により、地位の承継を承認した場合は、当該助成金の交付に伴う全ての権利及び義務は、地位の承継を受けた申請者（以下「契約承継事業者」という。）に移転するものとします。

(10)住宅供給事業者（住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。）が助成対象機器を設置した住宅等を販売する場合は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に、当該助成金の交付に伴う権利及び義務が、契約承継事業者に移転する旨を記載するものとし、契約承継事業者がこの内容に反することがないよう、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

＊　対象機器の処分制限期間は以下のとおりです。

・蓄電池パッケージ（蓄電池システム）・蓄電池ユニット（6 年）

・エネルギーマネジメント機器及びＩｏＴ関連機器（５年）

＊　被交付者は、対象機器の所有権を移転させる場合には、契約承継事業者に対して、本事業の目的及び本助成金の交付に伴う義務や条件について十分に説明をしてください。

14.　処分の制限（交付要綱第 24 条参照）

※被交付者は、以下のとおり対象機器の処分について制限がありますので、ご注意ください。

(1) 被交付者は、公社の承認を得ずに、助成対象機器の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいい、被交付者の地位を移転しないものをいう。以下同じ。）をしてはなりません。ただし、処分制限期間（6 年または 5 年）の期間を経過した場合はこの限りではありません。

(2) 処分制限期間内に助成対象機器の処分をする場合は、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第 15 号様式）を、公社に提出するものとします。

(3) 公社は助成金が支払われた後において、取得財産等処分承認申請書を受けた場合は、被交付者に対し、納付する期日を定め、別に定める方法により算出した額を請求するものとします。

(4) 被交付者は請求を受けたときは定められた期日までにこれを納付しなければなりません。公社は算出金が納付されたときは処分を承認し、速やかに被交付者に通知します。

«障害が発生した場合の措置»

・設置した助成対象機器が無線局等への障害を発生させた場合には、施工店や製造メーカー等に相談し、速やかに障害を取り除いてください。【参考：総務省　電波利用ＨＰ】

15.　交付決定の取消し（交付要綱第 25 条参照）

被交付者は次のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消される場合があります。なお公社は、当該取消しを行ったときは、速やかに被交付者に通知するものとします。

（１）被交付者が偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき

（２）被交付者が助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したとき

（３）被交付者が本交付要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。

16.　助成金の返還　（交付要綱第 26 条参照）

（１）被交付者は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合、既に交付を行った助成金があるときは、公社が定めた期限内に、助成金の返還をしなければなりません。

（２）被交付者は、本助成金の交付を受けた後、当該本助成金の額が、本手引き「7.　助成金の交付額」に定める額を超えたことが判明した場合は、公社が定めた期限内に、当該超過額の返還をしなければなりません。

（３）被交付者は、(1)及び(2)により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。

17.　違約加算金及び延滞金（交付要綱第 27 条、第 28 条参照）

（１）公社は、本助成金の全部又は一部の取消しを行い、被交付者に対し、返還請求を行った場合、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た違約加算金を請求するものとします。

（２）被交付者は、違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

（３）公社は、指定する期限までに被交付者が当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た延滞金を請求します。

（4）被交付者は、延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

18.　他の助成金等の一時停止等（交付要綱第 29 条参照）

公社からの助成金返還請求に対し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

19. 個人情報の取り扱い （交付要綱第 33 条参照）

（１）公社は、本事業の実施に関して知り得た交付申請者等（事前申込者及び、法人の場合はその他役員・従業員等を含みます。）に係る個人情報及び申請書類等に記載された事業者情報、申請内容、交付・実績に関する情報（以下、「個人情報等」といいます）については、東京都の施策目標及び本事業の目的を達成するために都に提供するほか、必要な範囲において、次に掲げる事項にのみ使用します。

（ア） 本事業における助成金の審査、交付決定、交付及び事業の適正な執行
（イ） 公社が実施する他の助成事業における審査、交付及び適正な執行、重複申請・重複受給の確認、不正受給の防止並びに制度改善のための照合
（ウ） 国、地方公共団体等が行う同種の補助金事業における重複受給の確認
（エ） 助成金制度に関する統計分析、及びその結果を活用した制度改善並びに新規事業の企画
（オ） 東京都への事業報告及び東京都が実施する環境・産業・エネルギーの各施策への活用
（カ） 東京都及び公社が実施する各種事業、助成金、イベント等の情報提供

（２）公社は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に基づき、適切に管理するものとします。

（３）事前申込者は、交付申請に当たり、（１）および（２）の個人情報の取扱いについて、事前申込時に提出する「個人情報の取扱いに関する同意書（誓約書）」により同意するものとします。

（４）本条に定めのない事項については、公社が定める「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に従うものとします。

（５）公社は、本人の同意がある場合、法令等に定めがある場合、その他公社の「個人情報の保護に関する規程」に基づき認められる場合を除き、本事業の実施に関して知り得た個人情報等を第三者に提供、又は本人以外の者から収集しません。

（６）公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、交付申請者等が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することができます。

（７）本事業により取得した個人情報は、東京都が構築した生成 AI プラットフォーム（以下「生成 AI プラットフォーム」という。）を活用した審査を行う場合があります。この場合、以下の措置を講じます。

（ア）生成 AI プラットフォームを使用し、個人情報が AI の学習に利用されないことを確保します。
（イ）AI による審査結果は参考とし、最終的な判断は公社職員が行います。
（ウ）生成 AI プラットフォーム提供元である東京都及び一般財団法人 GovTech 東京に個人情報を提供することがあります。

20. 助成事業の経理について （交付要綱第 30 条参照）

被交付者、手続代行者又は施工業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければなりません。

被交付者、手続代行者又は施工業者は、助成金交付申請書等を提出した日の属する公社の会計年度の終了の日から法定耐用年数の期間保存しておかなければなりません。ただし、天災地変その他被交付者、手続代行者又は施工業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りではありません。

21. 申請書類を作成いただく前に（留意事項：必ずお読みください。）

事前申込及び交付申請兼実績報告書類及び添付書類の作成・提出に当たっては、以下の点に留意してください。

- 助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。
- 必要事項の確認のため、必要書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。
- 必要な許可等について次の事項を理解し、法令上必要な許可等を受けている必要があります。

・建設業法では、税込 500 万円以上（建築一式工事にあっては、税込 1,500 万円以上）の建設工事を請け負う場合は、建設業の許可を得なければならないと定められており、建設業の許可を受けずに税込 500 万円以上の工事を請け負った場合は建設業法違反となること。（建築一式工事のうち延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事の場合、請負代金の額にかかわらず、許可は不要）

・なお、一つの工事を 2 以上の契約に分割して請け負う場合でも、各契約の請負代金の額の合計が税込 500 万円以上となる場合は、建設業の許可が必要です。
（工事現場や工期が明らかに別である等、正当な理由に基づく場合を除く。）。

・電気工事業法により、契約額にかかわらず、自社で施工する場合は自社、別の事業者等に施工をさせる場合は当該事業者において電気工事業登録をしている必要があること。

詳細は下記 HP をご確認ください。

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/kenchiku_shidou/gyosya_shido/kensetsu

・行政書士でない者が、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成を業として行うことは法律で禁止されていること。（法律に別段の定めがある場合を除く。）

下記のホームページも、ご確認いただきますようお願いいたします。

1．実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規定類について

令和 8 年度事業ページ

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_tikudenchi/r8/

家庭における蓄電池導入促進事業ポータルページ

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_tikudenchi

DR 実証ポータルサイト

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggre_home/drdemonstration

東京都環境局の地球環境・エネルギー政策について

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate

ＳＩＩホームページ

https://zehweb.jp/registration/battery/

東京都

家庭における蓄電池導入促進事業

助成金申請の手引き

□発行・編集　　令和８年５月

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0817　東京都新宿区西新宿 2-4-1

新宿 NS ビル 17 階

電話　03（6633）3824

月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9：00～17：00

（12：00～13：00 を除く）